

文部科学省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、文化に関する施策を総合的に推進するため、文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省及び文化庁の所掌事務に追加するとともに、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を文化庁に移管する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、文部科学省及び文化庁の任務のうち文化に係る部分を「文化に関する施策の総合的な推進」に改める。
- 二、文部科学省及び文化庁の所掌事務に、「文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」及び「文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること」を追加する。
- 三、文化庁は、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務及び博物館による社会教育の振興に関する事務をつかさどることとする。
- 四、文化審議会が調査審議する事項に、一、二及び三に関する事項を追加する。
- 五、この法律は、平成三十年十月一日から施行する。